

# 第9回 定時株主総会 招集ご通知



開催  
日時

2020年6月26日(金曜日)  
午前10時(受付開始：午前9時30分)

開催  
場所

東京都豊島区高田三丁目25番1号  
大正製薬株式会社2号館

※末尾の「株主総会会場ご案内図」を  
ご参照ください。

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 監査役1名選任の件

郵送またはインターネットによる議決権行使期限  
2020年6月25日(木曜日)午後5時まで

新型コロナウイルスの感染拡大防止  
ならびに株主さまの安全を確保いた  
だくため、ご来場を見合せ、書面ま  
たはインターネット等により議決権  
を行使いただくことをご検討くださ  
い。また、総会当日は当社が講じる  
感染防止措置にご協力いただく場合  
がございますので、ご了承ください。  
詳細は次頁をご一読ください。

本年より、株主総会ご出席の株主さ  
まへのお土産を取りやめさせていた  
だきます。何卒ご理解賜りますよう  
宜しくお願い申し上げます。



大正製薬ホールディングス株式会社

証券コード：4581

## 新型コロナウイルス感染防止への 対応について

### ■ 当社の対応

以下の点につきまして、ご理解・ご協力のほど  
お願い申し上げます。

- 株主総会の議事は、例年より時間を短縮し  
て行わせていただく予定です。
- 株主総会会場では、検温等の感染防止措置  
をとらせていただきます。
- ご来場の株主さまで体調がすぐれないよう  
にお見受けした方には、お声かけのうえ、  
議場へのご入場を控えていただくことがご  
ざいます。
- 感染防止のため、間隔をあけて座席を配  
置いたしますので、ご用意できる座席数  
が例年より減少します。従いまして、入  
場を制限させていただく場合がございます。
- 運営スタッフは、マスクを着用させてい  
たいただきます。

### ■ 株主さまへのお願い

- 感染リスクを避けるため、今回は株主総会  
当日のご来場を見合わせ、書面またはイン  
ターネット等により事前に議決権を行使い  
ただくことをご推奨申し上げます。
- 感染によるリスクが大きいとされるご高齢  
や基礎疾患のある株主さま、妊娠中の株主  
さまには特に慎重なご判断をお願い申しあ  
げます。

### ■ ご来場される株主さまへのお願い

- 株主総会当日は、ご自身の体調・体温等を  
お確かめいただき、マスクをご着用のうえ  
感染防止に十分にご配慮いただきますよう  
お願い申し上げます。
- 今後、株主総会の運営に変更(日時等)が生  
じる場合には、当社ホームページ([https://  
www.taisho-holdings.co.jp/](https://www.taisho-holdings.co.jp/))に掲載いた  
します。株主総会当日は、必ずこちらに新  
たな情報掲載がないか、ご確認いただきま  
した後、ご来場ください。

株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し  
あげます。

## 目次

### 招集ご通知

第9回定時株主総会招集ご通知	1
----------------	---

### 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 監査役1名選任の件	5

### 添付書類 事業報告

1 企業集団の現況	7
2 会社の現況	19

### 連結計算書類

連結貸借対照表	37
連結損益計算書	38
連結株主資本等変動計算書	39
連結注記表	40

### 計算書類

貸借対照表	53
損益計算書	54
株主資本等変動計算書	55
個別注記表	56

### 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告	59
計算書類に係る会計監査報告	61
監査役会の監査報告	63

証券コード：4581  
2020年6月4日

株主各位

東京都豊島区高田三丁目24番1号  
大正製薬ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 上原 明

## 第9回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、2頁から3頁に記載のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

**日 時** 2020年6月26日(金曜日)午前10時

**場 所** 東京都豊島区高田三丁目25番1号  
大正製薬株式会社2号館 ※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

**目的事項** **報告事項** 1. 第9期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類  
ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第9期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

**決議事項** **第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 監査役1名選任の件

**議決権の行使方法のご案内** 2頁から3頁に記載の【議決権の行使方法のご案内】をご参照ください。

以 上

- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、当社定款の定めにより、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ(<https://www.taisho-holdings.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 開会間際は受付が混雑しますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。



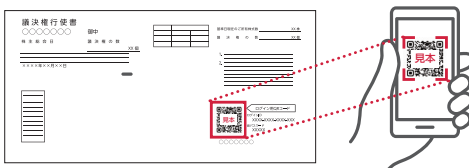
### 3 インターネットで行える場合

以下の案内に従って、議案の賛否をご入力の上、  
2020年6月25日(木曜日)午後5時までにご行ください。

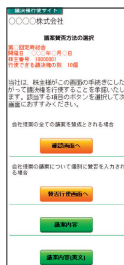
#### QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、  
議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**!** 上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

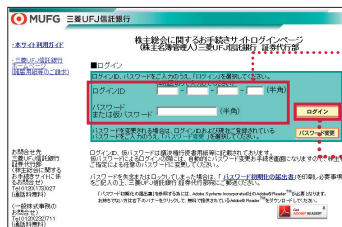
再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

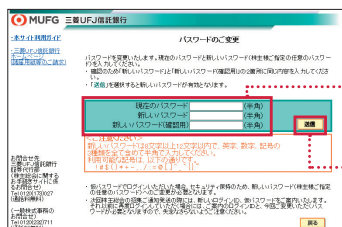
- 1 パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードを新しいパスワードに変更してください。



「パスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ! 議決権行使に関する ご注意事項

- 書面とインターネットにより議決権を重複して行使した場合の取扱い  
インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより議決権を重複して行使した場合の取扱い  
インターネットによって、複数回数、議決権を行使した場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の強化を図るため、内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定的且つ高水準の配当を継続することを基本方針としております。

第9期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、当社を取り巻く環境、今後の事業の展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として、1株につき50円をお支払いしておりますので、年間配当は1株につき110円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 60円 配当総額 4,792,983,540円
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月29日(月曜日)

## 第2号議案 監査役1名選任の件

社外監査役 佐藤順哉氏が2020年1月29日に逝去され、社外監査役の法定員数を欠くことになったため、東京地方裁判所に仮監査役選任の申立を行ったところ、2020年4月6日付で同裁判所より仮監査役として松尾眞氏を選任した旨の通知を受け、同氏は当社仮監査役に就任いたしました。仮監査役の任期は本総会にて監査役を選任するまでとなっておりますので、あらためて社外監査役として同氏の選任をお願いしたいと存じます。

また、松尾眞氏は佐藤順哉氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は当社定款の定めにより、佐藤順哉氏の任期が満了する2023年6月開催予定の第12回定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

まつ お まこと  
**松尾 眞** 1949年5月28日(満71歳)

新任 社外

### ■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1975年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会) 尾崎・桃尾法律事務所入所	2005年4月	一橋大学法科大学院非常勤講師 「ワールド・ビジネス・ロー」担当
1978年5月	米国コロンビア大学ロースクール卒業	2007年6月	株式会社カプコン社外取締役
1978年8月	米国ニューヨーク州ワイル・ゴッ チェル・アンド・マンジェス法律 事務所入所	2008年10月	JVC・ケンウッド・ホールディ ングス株式会社社外取締役
1979年3月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2009年6月	東レ株式会社社外監査役
1989年4月	桃尾・松尾・難波法律事務所設立 同パートナー弁護士(現在に至る)	2014年3月	ソレイジア・ファーマ株式会社社 外監査役(現在に至る)
1997年4月	日本大学法学部非常勤講師「国際 取引法」担当	2015年3月	東燃ゼネラル石油株式会社社外取締役
1999年6月	日本ビクター株式会社社外監査役	2016年6月	株式会社カプコン社外取締役[監 査等委員](現在に至る)
2000年6月	ピルングシステム株式会社社外監査役	2018年6月	住友林業株式会社社外監査役(現 在に至る)
2003年6月	山之内製薬株式会社社外監査役	2020年4月	当社仮監査役(現在に至る)
2004年6月	同社社外取締役		

当社株式所有数

330株

仮監査役在任年数

3ヶ月

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

### ■ 重要な兼職先

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士、ソレイジア・ファーマ株式会社社外監査役  
株式会社カプコン社外取締役[監査等委員]、住友林業株式会社社外監査役

### ■ 社外監査役候補者とした理由

松尾眞氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令順守の精神を有しておられます。同氏は、社外取締役又は社外監査役以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、法律の専門家として当社の監査体制強化に貢献していただけると判断し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 松尾眞氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松尾眞氏の在任年数は、本総会終結の時における期間となります。
3. 松尾眞氏は、社外監査役の候補者であります。
4. 責任限定契約について  
当社は、松尾眞氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏があらためて社外監査役に選任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意且つ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上



## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のOTC医薬品市場は、総合感冒薬や整腸薬といったカテゴリーが好調を維持した一方で、毛髪用剤や鼻炎薬といったカテゴリーが低調に推移した事で、前年を下回る結果で推移しました。

医薬事業につきましては、新薬創出の難易度が増すなかで、医療費適正化諸施策の浸透により、依然として厳しい事業環境が続いております。

こうした事業環境の中で、当社グループのセルフメディケーション事業部門は、製品開発面で生活者の健康意識の高まりに対応した新しい領域を開拓していくとともに、生活者のニーズを満たす製品開発をより一層進めております。また、販売面では生活者から支持される強いブランドを目指して、生活者との接点の拡大、共感を得る販促活動を実践するとともに、「大正製薬ダイレクト」、「TAISHO BEAUTY ONLINE」など、生活者のベネフィットを満たす通信販売チャネルの拡大にも注力しております。

海外では、2009年度のアジアOTC医薬品事業への本格的な参入以来、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアなど、東南アジアを中心としたOTC医薬品事業の強化に取り組んでまいりました。2016年7月に24.50%の株式を取得し、段階的に出資比率を高めてきたベトナムのDHG(ハウザン)社は、2019年5月に51.01%の株式保有に至り、連結子会社となりました。今後は、同社の事業基盤を活かしたベトナムにおける医薬品事業展開の強化に取り組んでまいります。また、2018年12月19日付でBristol-Myers Squibb Company(本社：米国ニューヨーク州)との間で締結した、同社が子会社を通して所有するフランスの医薬品製造販売会社UPSA社の株式・資産譲渡予約契約についても、2019年7月1日(フランス時間)に株式・資産取得手続きが完了し、UPSA社は、大正製薬の完全子会社となりました。今後成長が期待される地域にも事業を拡げていく方針のもと、東南アジア市場に欧州市場を加えた2極体制により海外事業の拡大を図り、持続的な成長の実現を目指してまいります。

医薬事業部門でも、きめ細かい情報提供活動による育成品の売上最大化を図っております。また、開発化合物の早期承認取得を目指すとともに、導入によるパイプラインの強化を進めています。さらに、外部研究機関との連携を強化し、継続的なオリジナル開発化合物の創出に努めております。

#### 当期の業績（連結）

##### 売上高

2,885 億円

前連結会計年度比  
10.3%増



##### 経常利益

250 億円

前連結会計年度比  
38.8%減



##### 営業利益

215 億円

前連結会計年度比  
31.2%減



##### 親会社株主に帰属する当期純利益

205 億円

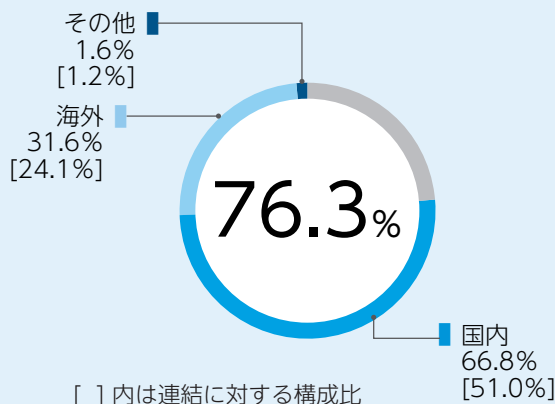
前連結会計年度比  
57.7%減



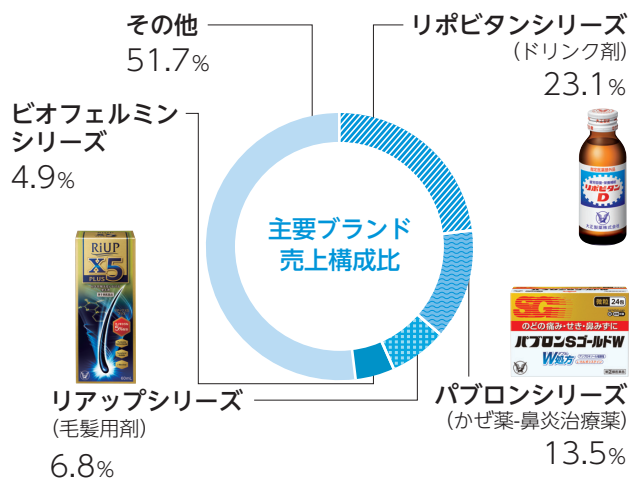
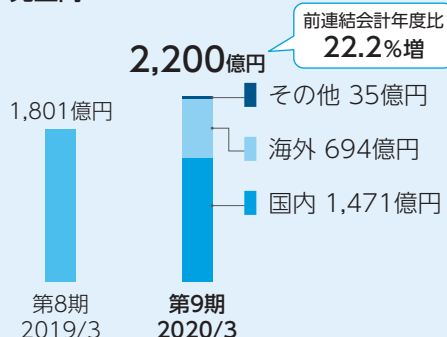
## セルフメディケーション事業

### 主要な事業内容

一般用医薬品、医薬部外品、食品、医療用品、衛生用品等の研究、開発、製造及び販売



### 売上高



当連結会計年度の売上高は、2,200億円(+399億円、22.2%増)となりました。

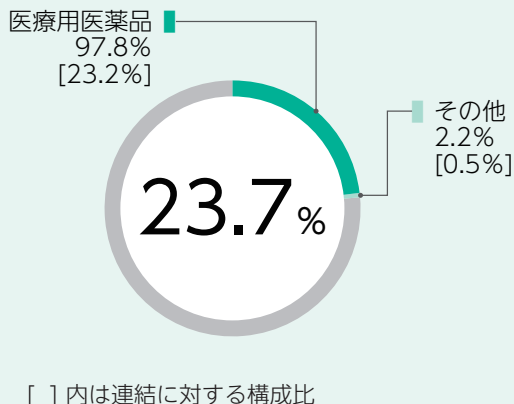
主カブランドでは、「リポビタンシリーズ」は、509億円(2.2%減)となりました。「パブロンシリーズ」は、298億円(2.9%増)となりました。「リアップシリーズ」は、149億円(2.8%減)となりました。「ビオフェルミンシリーズ」は、107億円(5.1%増)となりました。また、注力している通信販売チャネルについて、「大正製薬ダイレクト」は、115億円(11.9%増)となりました。

海外では、DHG(ハウザン)社及びUPSA社の連結子会社化の影響もあり、アジア地域で425億円(53.7%増)、欧米地域で258億円となりました。

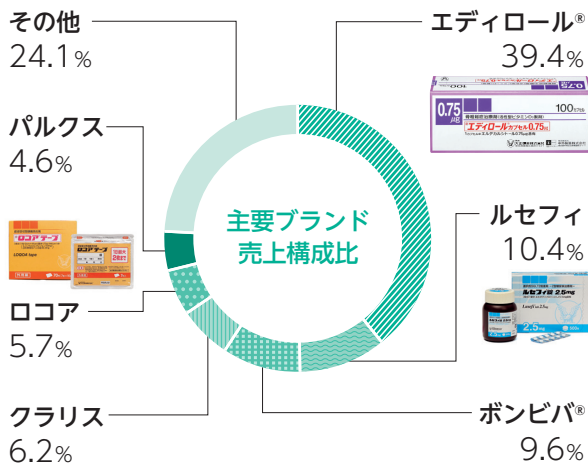
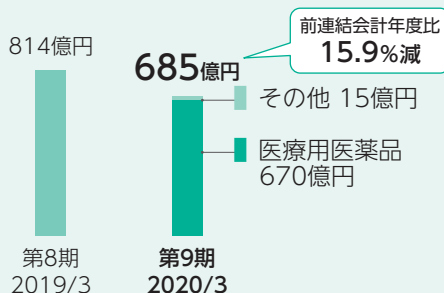
## 医薬事業

### 主要な事業内容

医療用医薬品の研究、開発、製造及び販売



### 売上高



当連結会計年度の売上高は、685億円(△129億円、15.9%減)となりました。

主な増収品目は、骨粗鬆症治療剤「エディロール」270億円(3.0%増)、2型糖尿病治療剤「ルセフィ」71億円(27.0%増)、骨粗鬆症治療剤「ボンビバ」66億円(3.1%増)、経皮吸収型鎮痛消炎剤「ロコア」は39億円(12.0%増)となりました。一方、長期収載品のマクロライド系抗生物質製剤「クラリス」は43億円(20.0%減)、末梢循環改善剤「パルクス」は31億円(11.4%減)と、薬価改定及び後発医薬品の影響等もあり前年比マイナスとなりました。

当連結会計年度のグループ全体営業利益は215億円(△98億円、31.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は205億円(△281億円、57.7%減)となりました。

まず売上総利益ですが、海外事業の拡大により売上高が増加し、前期比98億円増の1,802億円となりました。販売費及び一般管理費は、企業結合に伴う一時費用、広告宣伝費、研究開発費等の増加や海外子会社の新規連結取引により1,589億円(+200億円)となり、営業利益は前期比98億円減(31.2%減)の215億円となりました。

また、売上高営業利益率は前期比4.5ポイント減の7.4%でした。

営業外収益は持分法による投資利益や受取利息の減少により前期比32億円減の66億円、営業外費用は為替差損の影響により29億円増の31億円でした。

以上の結果、経常利益は前期比158億円減(38.8%減)の250億円となりました。また、売上高経常利益率は前期比6.9ポイント減の8.7%でした。

特別利益は前年の関係会社株式売却益の影響により前期比368億円減の61億円、特別損失は前年の早期退職費用や減損損失減少の影響により185億円減の8億円となりました。

以上の結果、税金等調整前当期純利益は、前期比342億円減(53.0%減)の303億円となり、法人税、住民税及び事業税や法人税等調整額、非支配株主に帰属する当期純利益を加減した親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比281億円減(57.7%減)の205億円となりました。

また、1株当たり当期純利益は257.23円、自己資本利益率は前期比4.1ポイント減の2.9%となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資額は95億円であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、公募増資、社債発行など特別な資金調達は行っておりません。

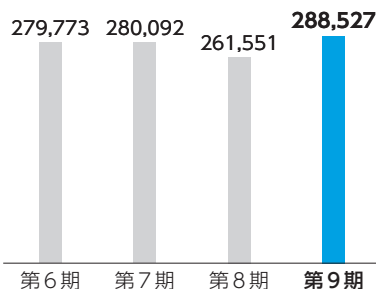
## ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社である大正製薬株式会社は、当社の持分法適用関連会社であるDHG(ハウザン)社の株式について公開買付け(2019年3月18日から2019年4月16日にかけて実施)及び既存株主からの株式追加取得(2019年5月20日)を実施し、同社を連結子会社化いたしました。

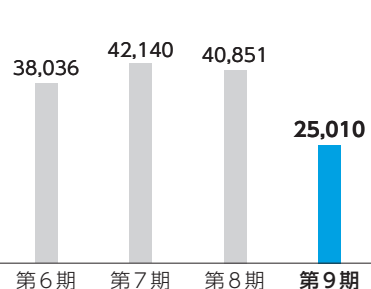
当社の連結子会社である大正製薬株式会社は、2019年7月1日にUPSA社の発行済全株式及び関連する事業資産を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況

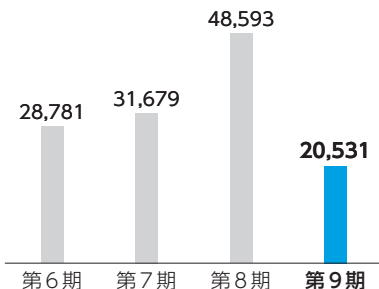
**売上高** (単位：百万円)



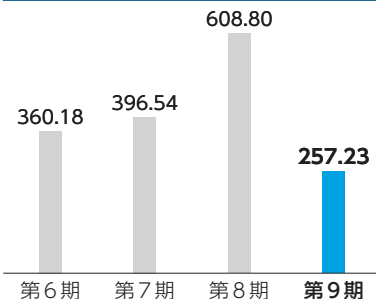
**経常利益** (単位：百万円)



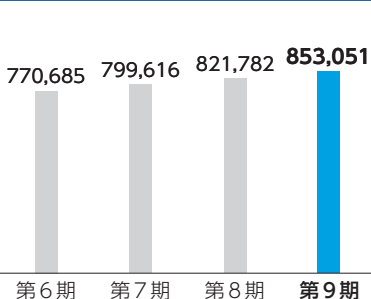
**親会社株主に帰属する当期純利益** (単位：百万円)



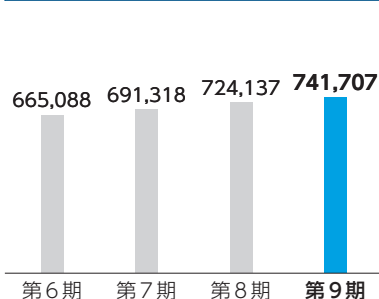
**1株当たり当期純利益** (単位：円)



**総資産** (単位：百万円)



**純資産** (単位：百万円)



		第6期 (2017年3月期)	第7期 (2018年3月期)	第8期 (2019年3月期)	第9期 (2020年3月期)
売上高	(百万円)	279,773	280,092	261,551	288,527
経常利益	(百万円)	38,036	42,140	40,851	25,010
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	28,781	31,679	48,593	20,531
1株当たり当期純利益	(円)	360.18	396.54	608.80	257.23
総資産	(百万円)	770,685	799,616	821,782	853,051
純資産	(百万円)	665,088	691,318	724,137	741,707

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。  
 2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第8期の期首から適用しており、第6期から第7期に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

### (3) 重要な子会社等の状況

#### ① 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大正製薬株式会社	29,837 百万円	100.0%	一般用医薬品、医薬部外品、食品、医療用医薬品等の研究開発、製造及び販売
UPSA社	852 百万ユーロ	100.0% (100.0%)	OTC医薬品等の製造、販売
DHG(ハウザン)社	1,307,460 百万 ベトナム ドン	51.01% (51.01%)	OTC医薬品等の製造、販売
大正オソサパ製薬株式会社	100 百万 タイバーツ	60.0% (60.0%)	OTC医薬品、ドリンク剤等の販売
ビオフェルミン製薬株式会社	1,227 百万円	63.9%	一般用医薬品及び医療用医薬品等の開発、製造及び販売

(注) 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

#### ② 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
大正製薬株式会社	東京都豊島区高田三丁目24番1号	245,123 百万円	581,741 百万円

## (4) 対処すべき課題

現在、当社を取り巻く時代の流れの特徴として、世界的に急激な勢いで進展する情報・交通・物流・医薬等の技術革新と余剰資金がグローバルに新興国へ投資され、それらの国が発展したことによる「国家間の格差縮小」が挙げられます。また、生活者が購入の選択決定権を持つ「生活者主権」も顕在化し、社会保障費の増大リスクとなる「高齢長寿社会」も確実に進行しております。加えて、第4次産業革命の新技术による「新市場の創生」への期待も特徴のひとつとして挙げられます。

このような時代の流れの中で、当社を取り巻く事業環境も大きく変化しております。

セルフメディケーション事業の分野は、小売企業のM&Aによる大型化に伴い買い手側の力が強まることによって、ビジネスの関係が変貌してまいりました。また、特定保健用食品・機能性表示食品が大幅に増加し、市場規模は2兆円に迫っております。一方で、急速に進む高齢化に伴う医療財政と社会保障制度への影響を背景に、生活者が「自分の健康は、自分のために、自分で守る」という新しい考え方が求められています。この考え方を行動に繋げるため、セルフメディケーション税制を更に広げる活動が業界団体を中心に進んでおります。

医薬事業の分野では、創薬ターゲットの変化や新しい医療技術の発展により、研究・検査・治療の手法が変わりました。医療費効率化に向けたジェネリック医薬品の推進、薬価制度の改革も進んでいます。

海外においては、パキスタン以东のアジア諸国に世界人口の54%が居住し、人口増加の著しいアフリカ諸国とともに世界経済の成長の中心になるうとしております。

### ■ セルフメディケーション事業(OTC医薬品及び健康関連商品事業)

セルフメディケーション事業(OTC医薬品及び健康関連商品事業)におきましては、国内OTC医薬品メーカーシェアNo.1の強みをベースに、「リポビタミンシリーズ」「パブロンシリーズ」「リアップシリーズ」などの主力ブランドをはじめ、各薬効にて製品を取りそろえることで生活者のセルフメディケーションに貢献しています。またOTC医薬品のみならず、健康食品や化粧品などの健康関連商品を含めて、生活者の健康ニーズに対応する製品展開をしております。

OTC医薬品市場は、国内の人口減少が進む一方で、訪日外国人の増加によるインバウンド需要の拡大もあり横ばいで推移しております。また生活者の健康ニーズも変化し、予防意識の高まりや、健康食品等での対処など、OTC医薬品以外の健康関連商品にもニーズが拡充しております。これらにより国内OTC医薬品だけでは事業の成長が厳しい市場環境であり、領域の拡大等による成長ドライバーが必要であると考えられます。この市場環境を受けまして、当社グループはセルフメディケーション事業を大きく国内・海外に分けて対応を行っております。

国内におきましては、OTC医薬品市場にて「リポビタンシリーズ」「パブロンシリーズ」「リアップシリーズ」など、既存ブランドの価値を一層高め、新たなブランドの育成に取り組むとともに、食品や化粧品などOTC医薬品以外の健康関連商品への領域拡大を行うことで生活者ニーズの変化に対応しております。また生活者の購買行動におけるネットチャネルへのシフトに対応するため、「大正製薬ダイレクト」「TAISHO BEAUTY ONLINE」を立ち上げ、生活者の購入の利便性向上に取り組んでおります。

海外におきましては、2009年度のアジアOTC医薬品事業への本格参入以来、M&Aやブランド買収で現地に根付いたブランドアセットを獲得することにより、東南アジアを中心としたOTC医薬品事業の強化に取り組んでおります。2019年度にはベトナムのDHG(ハウザン)社に加えてフランスのUPSA社を連結子会社化いたしました。これにより、フランスを中心に東欧を含む欧州諸国及び西アフリカ地域における強固な事業基盤を獲得したことになります。今後は東南アジア市場に欧州市場を加えた2極体制により、品質管理、製造管理、情報管理などの一元化・一体化を進めるとともに、製品開発、ブランド育成、及びマーケティングノウハウなど、日本で培った当社のビジネスモデルを活かし市場を開拓することで、セルフメディケーションの浸透及び事業の拡大に努めてまいります。

## ■ 医薬事業(医療用医薬品及び同関連事業)

医薬事業(医療用医薬品及び同関連事業)におきましては、研究開発型企業として、「整形外科疾患」「代謝性疾患」「感染症」「精神疾患」の4つの重点領域で取り組んでおります。

新薬創出の難易度が増すなかで、医療費適正化政策の推進や薬価制度の抜本改革の影響等もあり、依然として厳しい事業環境が続いております。

この市場環境を受けまして、当社グループでは自社オリジナル創製品である「ルセフィ」「ロコア」の売上最大化、またパイプラインを補うための後期開発品及び製品の導入に注力しております。中長期においては、外部研究機関や他社との連携強化を図り、先端技術を取り込むことで、研究開発機能を拡充し、新薬創出を通じた持続的な成長を目指してまいります。








## ■ 薬剤開発の進捗状況

臨床試験第3相(フェーズ3)には、関節リウマチを予定適応症とする「TS-152」があります。

臨床試験第2相(フェーズ2)には、不眠症を予定適応症とする「TS-142」及びうつ病を予定適応症とする「TS-121」があります。

爪白癬を予定適応症とした、「MOB-015(10%テルビナフィン外用剤)」をMoberg社(スウェーデン)から導入いたしました。

大正製薬のパイプライン (2020年3月31日現在)

開発コード	剤形	予定適応症	開発段階				国内/海外	開発形態
			フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	申請/承認		
TS-152	注射	関節リウマチ					国内	自社
TS-142	経口	不眠症					国内	自社
TS-121	経口	うつ病					海外	自社
TS-134	経口	統合失調症					海外	自社
TS-161	経口	うつ病					海外	自社

医薬品業界をとりまく市場環境は厳しさを増しておりますが、変化への積極的な対応無くして成長はありません。当社グループでも、既存の事業領域にとらわれずに、新しい事業の種を探索するなど新しい取り組みを進めております。環境変化にも機動的に経営判断できる体制構築と併せてコーポレート・ガバナンスの強化に努め、グループ全体で価値創造力の向上を図ってまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの主な事業内容は、セルフメディケーション事業、医薬事業となっておりますが、各事業の内容は以下のとおりです。

### ① セルフメディケーション事業

一般用医薬品、医薬部外品、食品、医療用品、衛生用品等の研究、開発、製造及び販売

### ② 医薬事業

医療用医薬品の研究、開発、製造及び販売

## (6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

## ① 当社

名称	所在地
本 社	東京都 豊島区

## ② 大正製薬株式会社

名称	所在地
本 社	東京都 豊島区
北 日 本 支 店	宮城県 仙台市 青葉区
北 日 本 支 店 札 幌 事 業 所	北海道 札幌市 中央区
中 日 本 支 店	愛知県 名古屋市 千種区
中 日 本 支 店 金 沢 事 業 所	石川県 金沢市
関 西 支 店	大阪府 豊中市
中 四 国 支 店	広島県 広島市 東区
中 四 国 支 店 四 国 事 業 所	香川県 丸亀市
九 州 支 店	福岡県 福岡市 博多区
横 浜 事 業 所	神奈川県 横浜市 都筑区
大 宮 工 場	埼玉県 さいたま市 北区
羽 生 工 場	埼玉県 羽生市
岡 山 工 場	岡山県 勝田郡 勝央町
総 合 研 究 所	埼玉県 さいたま市 北区

## ③ その他の主要な子会社等

名称	所在地
UPSA社	フランス パリ
DHG(ハウザン)社	ベトナム カントー
大 正 オ ソ サ パ 製 薬 株 式 会 社	タイ バンコク
ビ オ フェ ル ミ ン 製 薬 株 式 会 社	兵庫県 神戸市 中央区

## (7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
セル フ メ デ ィ ケ ー シ ョ ン 事 業	6,816名	4,309名増
医 薬 事 業	1,260名	82名減
そ の 他	1,278名	15名減
合 計	9,354名	4,212名増

- (注) 1. 従業員数には当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。なお、従業員数にはパートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて4,212名増加した主な要因は、以下の2社を連結子会社化したためであります。
- |            |        |
|------------|--------|
| DHG(ハウザン)社 | 2,871人 |
| UPSA社      | 1,393人 |

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77名	6名減	44.6歳	15.8年

- (注) 1. 従業員数には当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。なお、従業員数にはパートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
2. 平均勤続年数は、関係会社での勤続年数を含んでおります。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- |              |         |              |
|--------------|---------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 普通株式    | 360,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 普通株式    | 85,139,653株  |
|              | (うち自己株式 | 5,256,594株)  |
| ③ 株主数        |         | 23,958名      |
| ④ 大株主(上位10名) |         |              |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
公益財団法人上原記念生命科学財団	15,000	18.78
上原 昭二	7,774	9.73
公益財団法人上原美術館	3,900	4.88
株式会社三井住友銀行	3,000	3.76
株式会社三菱UFJ銀行	3,000	3.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,406	3.01
上原 明	2,143	2.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,782	2.23
鹿島建設株式会社	1,650	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・住友化学株式会社退職給付信託口)	1,530	1.92

- (注) 1. 持株数は、千株未満の端数を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。  
 3. 当社は2020年3月31日現在、自己株式5,256千株を保有しておりますが、当該株式会社には議決権がないため、上記の大株主から除いております。  
 4. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年5月13日開催の取締役会において自己株式の処分を決議し、次のとおり実施いたしました。

- ・ 処分した株式の種類及び数      普通株式   5,000,000株
- ・ 処分価額の総額                      33,199,250,000円
- ・ 処分した日                              2019年6月14日

## (2) 新株予約権等に関する事項

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 と数	新株予約権 1個当たり の払込金額	新株予約権 1個当たり の行使価格	新株予約権 の行使期間	取締役の 保有状況 (保有者数)
第1回新株予約権 (2012年8月1日)	39個	普通株式 3,900株	608,600円	100円	2012年8月2日から 2062年8月1日まで	39個 (5名)
第2回新株予約権 (2013年8月1日)	39個	普通株式 3,900株	646,000円	100円	2013年8月2日から 2063年8月1日まで	39個 (5名)
第3回新株予約権 (2014年8月1日)	47個	普通株式 4,700株	693,600円	100円	2014年8月2日から 2064年8月1日まで	47個 (5名)
第4回新株予約権 (2015年8月3日)	43個	普通株式 4,300株	804,900円	100円	2015年8月4日から 2065年8月3日まで	43個 (6名)
第5回新株予約権 (2016年8月2日)	38個	普通株式 3,800株	1,089,000円	100円	2016年8月3日から 2066年8月2日まで	38個 (6名)
第6回新株予約権 (2017年8月3日)	38個	普通株式 3,800株	776,700円	100円	2017年8月4日から 2067年8月3日まで	38個 (6名)
第7回新株予約権 (2018年8月2日)	38個	普通株式 3,800株	1,171,600円	100円	2018年8月3日から 2068年8月2日まで	38個 (6名)
第8回新株予約権 (2019年7月30日)	42個	普通株式 4,200株	791,400円	100円	2019年7月31日から 2069年7月30日まで	42個 (7名)

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。  
 2. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり100株です。  
 3. 上記の新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務とを相殺することにより交付されたものです。  
 4. 上記の新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。  
 当社の取締役の地位に基づき割当を受けた当該新株予約権については、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社の子会社の取締役及び使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 と数	新株予約権 1個当たり の払込金額	新株予約権 1個当たり の行使価格	新株予約権 の行使期間	交付状況 (交付者数)
第8回新株予約権 (2019年7月30日)	113個	普通株式 11,300株	791,400円	100円	2019年7月31日から 2069年7月30日まで	113個 (29名)

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は1個当たり100株です。
2. 上記の新株予約権は、その払込金額の払込債務と相殺することを条件として支給された金銭報酬の債権と当該払込債務を相殺することにより交付されたものです。
3. 上記の新株予約権の主な行使の条件は以下のとおりです。  
当社の子会社である大正製薬株式会社の取締役の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)、当該会社の執行役員及び理事等の地位に基づき割当を受けた新株予約権については、当該会社の従業員としての地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日にあたる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上原 明	大正製薬株式会社取締役会長
取締役副社長	上原 茂	大正製薬株式会社代表取締役社長
取締役相談役	大平 明	大正製薬株式会社相談役
取締役	上原 健	財務、法務、監査、コンプライアンス統括、IT企画 担当 大正製薬株式会社代表取締役副社長 ビオフェルミン製薬株式会社取締役会長
取締役	藤田 憲一	経営企画 担当 大正製薬株式会社取締役副社長
取締役	渡邊 哲	人事、総務、リスクマネジメント統括、 コーポレートコミュニケーション 担当 大正製薬株式会社取締役常務執行役員
取締役	大澤 勝一	QA統括 担当 大正製薬株式会社取締役執行役員
社外取締役	國部 毅	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長 日本電気株式会社社外取締役
社外取締役	植村 裕之	ホーチキ株式会社社外取締役
常勤監査役	小林 久二	大正製薬株式会社常勤監査役
常勤監査役	亀尾 一弥	大正製薬株式会社常勤監査役
社外監査役	青井 忠四郎	—



- (注) 1. 常勤監査役 小林久二氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 ・常勤監査役 小林久二氏は、長年にわたり当社の子会社である大正製薬株式会社の財務部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
2. 社外監査役 佐藤順哉氏は、2020年1月29日に逝去により退任いたしました。これに伴い、社外監査役の法定員数を欠くこととなったため、会社法第346条第2項の規定に基づき、東京地方裁判所に仮監査役(一時監査役職務代行者)の選任の申立を行い、2020年4月6日に同裁判所より松尾眞氏が仮監査役として選任され就任しております。なお、同裁判所の決定に基づき、仮監査役の任期は2020年6月26日開催予定の第9回定時株主総会において監査役を選任するまでの期間となっております。
3. 社外監査役 佐藤順哉氏の退任時の重要な兼職は次のとおりであります。  
 ・奥・片山・佐藤法律事務所 弁護士  
 ・株式会社ニッキ社外取締役  
 ・サッポロホールディングス株式会社社外監査役
4. 当社は、社外取締役 國部毅、植村裕之の両氏及び社外監査役 青井忠四郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2019年6月27日開催の第8回定時株主総会において次のとおり異動がありました。  
 ・退任取締役 亀尾一弥  
 ・退任監査役 佐々木賢明  
 ・新任取締役 大澤勝一、國部毅  
 ・新任監査役 亀尾一弥

## ② 当事業年度中の役員の地位、担当及び重要な兼職の異動

(イ) 地位及び担当の異動

(2019年4月1日)

氏名	異動前	異動後
藤田 憲一	—	経営企画 担当

(2019年6月27日)

氏名	異動前	異動後
上原 健	財務、法務、監査、コンプライアンス 統括 担当	財務、法務、監査、コンプライアンス 統括、IT企画 担当
大澤 勝一	—	QA統括 担当
亀尾 一弥	取締役 QA統括 担当	監査役

## (□) 重要な兼職の異動

(注) 下線は変更部分を示しております。

(2019年4月1日)

氏名	異動前	異動後
藤田 憲一	大正製薬株式会社取締役	大正製薬株式会社取締役副社長

(2019年6月27日)

氏名	異動前	異動後
大澤 勝一	大正製薬株式会社執行役員	大正製薬株式会社取締役執行役員
亀尾 一弥	大正製薬株式会社取締役常務執行役員	大正製薬株式会社常勤監査役

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、その任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う契約を締結しております。

上記の責任限定が認められるのは、当該社外役員が責任の原因となった職務遂行について善意且つ重大な過失がないときに限るものとします。

## ④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数
		基本報酬	ストック・ オプション	
取締役 (うち社外取締役)	294 (24)	260 (24)	33 (-)	10名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	43 (17)	43 (17)	- (-)	5名 (2名)
合計 (うち社外役員)	337 (42)	304 (42)	33 (-)	15名 (4名)

(注) 1. 上記には、2020年1月29日に逝去により退任した社外監査役1名及び2019年6月27日開催の第8回定株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。なお、当該株主総会終結の時をもって退任した取締役1名は監査役に就任したため、支給額と人数につきましては、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役を含めて記載しております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

## ⑤ 従業員の報酬の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、同規模の消費財メーカー、製薬メーカー等の報酬水準を踏まえ、役位ごとの報酬水準の範囲を設定しております。その範囲の中で、代表取締役社長上原明が、各人の役位、職責、能力に応じて、当該年の基準報酬を設定するとともに、当該年の業績結果等を勘案し、各取締役の具体的な金額を決定することについて、取締役会にて了承しております。さらに、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、2012年6月28日開催の第1回定時株主総会により、当社取締役(社外取締役を除く)に対し、退職慰労金の支給に代えて、株式報酬型のストック・オプション(新株予約権)を導入しております。

監査役の報酬に関しては、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役の職務の遂行を監査する権限を有する独立の立場を考慮し、監査役の協議により決定することとしております。

各報酬の限度額については、2012年6月28日開催の第1回定時株主総会において、取締役報酬限度額年額360百万円以内(うち社外取締役分は年額36百万円以内)、取締役ストック・オプション報酬限度額年額70百万円以内、監査役報酬限度額年額60百万円以内と、それぞれ決議いただいております。なお、定款の定めにより取締役の員数は3名以上13名以内、監査役の員数は3名以上6名以内としており、上記報酬限度額はこれら員数を前提としています。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### (イ) 重要な兼職の状況等

社外取締役 國部毅、植村裕之の両氏及び社外監査役 青井忠四郎、佐藤順哉の両氏の重要な兼職の状況は前記「(3)①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

### (ロ) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役 國部毅氏の兼職先である日本電気株式会社は、当社との間に取引がありますが、取引額は当社の「社外役員の独立性基準について(27頁に記載)」が規定する「同社の連結売上高の2%」に比し、極めて僅少なものであります。
- ・社外取締役 植村裕之氏の兼職先であるホーチキ株式会社は、当社との間に取引がありますが、取引額は当社の「社外役員の独立性基準について(27頁に記載)」が規定する「同社の連結売上高の2%」に比し、極めて僅少なものであります。
- ・社外監査役 佐藤順哉氏は、当社の子会社である大正製薬株式会社と顧問契約をしている弁護士でありました。

(ハ) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。

(二) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
國 部 毅	社 外 取 締 役	9回／10回 (90%)	—	銀行経営者としての経験・見識に基づき、 質問、意見等の発言を適宜行っております。
植 村 裕 之	社 外 取 締 役	14回／14回 (100%)	—	豊富な会社経営に関する経験に基づき、 質問、意見等の発言を適宜行っております。
青 井 忠四郎	社 外 監 査 役	14回／14回 (100%)	10回／10回 (100%)	豊富な会社経営に関する経験に基づき、 質問、意見等の発言を適宜行っております。
佐 藤 順 哉	社 外 監 査 役	3回／11回 (27%)	2回／8回 (25%)	弁護士としての専門的見地から、意思決 定の適正性を確保するための発言を適宜 行っております。

- (注) 1. 國部毅氏は、2019年6月27日開催の第8回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任しましたので、2019年6月27日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。  
2. 社外監査役 佐藤順哉氏は、2020年1月29日の逝去による退任までの状況を記載しております。なお、同氏の取締役会及び監査役会の欠席は、入院加療のためであります。

(ホ) 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

### (ご参考)「社外役員の独立性基準」について

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する方針として、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者又は会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者の要件を満たすとともに、以下の要件に該当しないことを原則としております。

1. 当社を主要な取引先とする者<sup>(注1)</sup>若しくはその業務執行者
2. 当社の主要な取引先<sup>(注2)</sup>若しくはその業務執行者
3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<sup>(注3)</sup>を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
4. 最近において、上記第1項から第3項までのいずれかに該当していた者
5. 上記第1項から第4項までのいずれかに該当する者(重要な者<sup>(注4)</sup>に限る)の近親者<sup>(注5)</sup>
6. 当社又はその子会社の業務執行者<sup>(注6)</sup>の近親者<sup>(注5)</sup>

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、当社との年間取引総額が当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、過去3年間のいずれかの会計年度において、年間取引総額が当社の連結売上高の2%を超える取引先、又は当社の事業活動に欠くことができないような商品・役務の提供を行っている取引先をいう。
3. 「多額の金銭その他の財産」とは、過去3年間のいずれかの会計年度における当社からの報酬の年間受取総額が1,000万円(金銭以外の財産の場合は、1,000万円相当額)を超えることをいう。
4. 「重要な者」とは、上記第1項及び第2項の業務執行者については、各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、上記第3項の当該団体に所属する者については、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む)をいう。
5. 「近親者」とは、二親等以内の親族をいう。
6. 社外監査役の場合は、業務執行者でない取締役又は会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む)を含む。

## (4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

### ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	47百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	88百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち、大正製薬株式会社及び目白興産株式会社につきましても、PwCあらた有限責任監査法人が会計監査人となっております。
2. 当社及び(注)1.の子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行いました。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### ① 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、2015年4月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針(「内部統制システムの整備に関する基本方針」)を一部改定する決議をいたしました。

改定後の当該基本方針の内容は、次のとおりであります。

## I 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号)

当社は、当社及びその子会社から成る企業集団(以下「大正製薬グループ」という)を統括し、経営に関する管理・監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行う。かかる目的をよりよく遂行するため、当社は、大正製薬グループ全体として、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図ることを旨とし、以下に従い、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- (1) 当社は、取締役会が大正製薬グループの経営の基本方針を決定し、基本方針の執行を監視する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、併せて、社内各機関の役割分担と連携に留意しつつ、大正製薬グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報開示を行う。
- (2) 取締役は、大正製薬グループが、健康と美を願う生活者に納得していただける優れた医薬品・健康関連商品、情報及びサービスを、社会から支持される方法で創造・提供することにより、社会へ貢献するとの経営理念、企業風土たる紳商に基づく行動原則を定めた企業行動宣言、さらにこれらを具現化した全社行動指針を実践する。
- (3) 取締役会は、以上に従い、当社及び大正製薬グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効且つ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。

## II 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社の経営陣の規模は、大正製薬グループの事業環境、経営戦略、経済情勢又は法令等の変化に機敏に対応できる規模とする。取締役会が大正製薬グループの経営の基本方針と戦略ならびに重要な業務執行に係る事項を決定し、業務を担当する取締役が職務を執行するという機関相互間における役割の分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。また、組織規程及び職務分掌規程に従って職務執行を行うことにより、職務執行の効率化を図る。

### Ⅲ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、株主総会、取締役会その他主要会議の決定のプロセス及びその重要な決定事項の執行について、文書管理規程、電子化情報管理規程等の規程体系を整備し、書面又は電磁的記録媒体に記録し保存すること及び使用人に対する教育・モニタリングを実施すること等により、情報の保存及び管理を適正に行う。また、当社は、子会社に対し、取締役の職務の執行に係る事項について、当社と同様に電磁的記録媒体を含む情報の適切な保存及び管理がなされるよう、その支援を行う。

### Ⅳ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)

1. 代表取締役社長は、大正製薬グループとしての企業行動宣言及び全社行動指針を策定し、法令の遵守に関する基本方針を表明する。また、当社は、以下のようなコンプライアンス体制を整備することにより、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう図る。
  - (1) 「コンプライアンス規程」を策定することにより、コンプライアンス活動の組織体制及び運営方法を明確にする。「コンプライアンス規程」については、部署長の責任において指導及び教育を実施し、且つ、コンプライアンス活動が適切に行われているかを評価、検証し、またその改善を図る。
  - (2) 使用人は誰でも、業務遂行過程において、法令・規則・定款等との適合性を疑わせるような事態に直面した場合は、法務部又は必要に応じて弁護士の意見を求めることができることとし、また、コンプライアンスに関する相談、通報制度として電話、電磁的方法又は書面による社内・社外ホットラインを設置する等の体制を整備し、コンプライアンスの実効性を図る。
  - (3) 上記企業行動宣言、全社行動指針及び規程等について、不断の改善を怠らず改めるべき点は遅滞なく改善するとともに、これらが継続して遵守されるよう、教育研修活動を実践する。
2. 当社は、反社会的勢力に対しては、対応部署の設置、外部専門機関等との連携、反社会的勢力に関する情報の収集等、不当・不法な要求に対して毅然として排除する体制を整備するとともに、反社会的勢力と一切の関係を遮断する。

### Ⅴ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社は、損失の危険に対応できるよう、規程を整備し、リスクマネジメント統括部署が、当社各部署を統括管理する体制を構築する。

- (1) 損失の危険のうち、経営に関するリスクについては、当社の取締役会、経営諮問会議が対処し、各部署を管理及び支援する。
- (2) 大正製薬グループに重大な影響を与える当社の上記(1)以外のリスク、大規模自然災害、大規模事故等については、リスクマネジメント統括部署が主導するリスク対応体制を整備する。



- (3) 上記(1)(2)以外の、各部門及び部署が対処することが相当と判断されるリスクについては、各部門及び部署がリスクを洗い出し、評価及び検討のうえ、リスク対応体制を整備する。リスクマネジメント統括部署はそれらの活動に関し、点検・助言・指導を行う。
- (4) 損失のリスクが現実化した場合は、当該リスクに関係する部署が協力して対応する。
- (5) 法令違反、製品の品質、情報セキュリティ、機密情報(個人情報を含む)流出、売掛金回収、環境、外国法令等に起因する損失のリスクについても、それぞれを所管する関係部署等が、各会社のリスクマネジメント統括部署の助言・指導の下、リスクへの対応策を構築・整備する他、それぞれの分野について規程又はガイドライン等を定めるとともに、研修、教育、マニュアルの配布等を行い使用人に周知徹底を図る。

## Ⅵ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

1. 当社は、関係会社管理規程を制定し、当該子会社の性質(上場・非上場、国内・海外、当社の出資比率等)及び規模等に応じ、以下のとおり大正製薬グループとしての業務の適正を確保する体制を構築する。
  - (1) 子会社が会社法上の大会社に相当する場合は、当社の内部統制体制に準じた当該子会社の内部統制体制を整備する。その他の大正製薬グループ各社に対しては、当社の支配の状況、各会社の業務の内容、各会社に適用される法令の内容等を精査し、当該会社毎に業務の適正を確保するための体制を検討する。
  - (2) その上で、持株会社として、統一的に管理する部分と分別管理する部分を見極め、大正製薬グループにおける業務の適正を確保するため、情報伝達手段、監査制度の充実等を柱とする体制を構築する。
2. (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制  
当社は、子会社に、当社に対して事業内容全般及び重要な個別的業務の内容の報告を、定期的な又は必要に応じて随時、会議又は報告書によって行わせるため、子会社の性質に応じた体制を子会社との間で構築する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、グループの危機管理として、大正製薬グループ全体に関する損失の危険に対応できるよう規程を整備し、当社のリスクマネジメント統括部署が子会社のリスクマネジメント担当部署を統括管理する体制を構築する。また、損失のリスクが現実化した場合は、当該リスクに関係する当社及び子会社の関係部署が協力して対応する体制を構築する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社が大正製薬グループ全体の事業遂行にかかる方針を決定し、各子会社がその方針に従って事業を遂行するというグループ会社間における役割の分担と連携によって、協業体制による業務の専門化、及び事業遂行の集中・効率化を図る。また、当該目的のため、当社の専門部署が子会社の取締役等と協力して、各担当分野に関する具体的な業務執行における効率化・改善の推進を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、子会社の事業運営について、事業に関わる各種の法令、ガイドライン、その他の規範違反等の発生を防止するため、実効性のある子会社のコンプライアンス体制の構築に協力し、子会社の性質、必要性に応じ、情報の収集・提供、事業の点検及びモニタリングならびに必要な支援を行う。

② 当社は、子会社にも、当社と同様の反社会的勢力排除の体制を取らせるよう管理及び支援する。

#### Ⅶ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を置く等、監査役及び監査役会の業務を支援する体制を構築する。

#### Ⅷ 上記Ⅶの使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

当社は、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、「監査役室規程」により、監査役と協議のうえ当該使用人を専任として配属するものとし、また当該使用人の人事考課、異動、懲戒等に関しては監査役の意見を尊重するものとする。

#### Ⅸ 監査役の上記Ⅶの使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第3号)

監査役の職務を補助する使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役は、「監査役室規程」により、法令、規則、定款等の定めに従い、当該使用人を指揮、監督し、当該使用人は監査役の指揮、監督に服する。また、取締役及び使用人は、当該使用人の行為に対して改善を申し入れる場合は、監査役を通じて行うものとする。

**X 「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制」「子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制」「その他の監査役への報告に関する体制」(会社法施行規則第100条第3項第4号)**

「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき、取締役及び使用人から監査役への報告体制を整備する。

- (1) 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役会又は監査役に対して報告する体制ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた当社の取締役又は使用人が当社の監査役会又は監査役に対して報告する体制
- (2) 当社の監査役が当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して質問し、又は書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役、監査役及び使用人の対応に関する体制
- (3) 監査役が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制

また、監査役は、会計監査人、その補助者及び監査部等と、必要な範囲で業務の連携と情報の共有化を図る。

**XI 上記Xを報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)**

当社は、不正行為等の早期発見と是正を図るため、上記Xの報告をした者が当該報告をしたことを理由として、その者に対して解雇、降格、減給、労働者派遣契約の解除その他の不利益な取扱いや嫌がらせを行うことを禁止し、また、嫌がらせ等の行為を行った者に対して就業規則に従った処分を科すことを当社及び子会社にて徹底する。

**XII 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)**

当社は、監査役が、監査役監査の円滑且つ効果的な運営に資することを目的として、会社の費用負担において、独自に調査を実施し、その他の適切な措置をとることを認める。また、監査役が弁護士、公認会計士、その他の外部専門家の意見を聴取した場合には、監査業務に必要なとは認められない場合を除き、その費用を負担する。

## Ⅷ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、下記情報又は事実について、「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき当社の監査役による当社及び子会社へのアクセスならびに当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人から当社監査役への伝達・報告が充分になされる体制を整備する。

- (1) 大正製薬グループに著しい損害を及ぼす可能性が生じた場合又はかかる損害が発生した場合はその事実
- (2) 職務遂行に関して法令、定款違反や不正行為が発生する可能性が生じた場合又はかかる違反等が発生した場合はその事実
- (3) 製品の安全性、情報セキュリティ、環境等に関する問題が発生する可能性が生じた場合又はかかる問題が発生した場合はその事実
- (4) その他上記(1)ないし(3)に準じる事項が発生する可能性が生じた場合又はかかる事項が発生した場合はその事実

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ・職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業風土たる紳商に基づく行動原則を定めた企業行動宣言、及びこれらを具現化した全社行動指針を策定し、法令の遵守に関する基本方針を表明し、また実践しています。

また、コンプライアンスに関する相談、通報制度として電話、電磁的方法又は書面による社内・社外ホットラインを設置するなどの体制を整備し、コンプライアンスの実効性を図っています。

当期は、取締役会を14回開催し、重要事項について審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から職務の執行の状況について報告を受けました。

### ・職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織及び職責等に関する規程、職務分掌規程及び申請規程に従って職務執行を行うことにより、職務執行の効率化を進めています。

#### ・職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、機密情報管理規程、電子化情報管理規程等、情報の保存・管理に関する規程体系を整備し、運用しています。

また、情報管理に関する教育、モニタリングを実施することなどにより、情報の保存及び管理を適正に行っています。

#### ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に対応できるよう、危機管理規程を整備し、リスクマネジメント統括部署が、各部門を統括管理する体制を構築しています。

また、各部門及び部署が対処することが相当と判断されるリスクについては、各部門及び部署がリスクを洗い出し、評価及び検討のうえ、リスク対応体制を整備し、運用しています。

#### ・企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社の性質(上場・非上場、国内・海外、当社の出資比率等)及び規模等に応じ、大正製薬グループとしての業務の適正を確保する体制を整備し、グループへの周知を図り、運用を行っています。

#### ・監査役に関連する体制

当社は、監査役室を設置し、監査役及び監査役会の業務を支援する体制を構築しています。

また、監査役は、「監査役室規程」により、監査役の職務を補助する使用人を指揮、監督しています。

さらに、「監査役・監査役会への情報伝達及び報告等に関する規程」に基づき、取締役及び使用人から監査役への報告体制を整備し、適宜報告しています。

当期においては、監査役会を10回開催しました。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針といたしましては、安定的且つ高水準の配当を継続するとともに、企業体質の強化を図るため、内部留保の充実にも努めております。内部留保金は、競争力強化と事業の拡充・発展を目的に、研究開発投資、設備投資、製品導入、資本業務提携、新規事業開発投資等に充当してまいります。また、これらの資金需要を総合的に見極めながら、資本効率の向上と機動的な財務政策の実現を目的とした自己株式の取得を弾力的に実施していく予定です。

当社の配当方針としましては、各期の当社の連結業績に概ね対応することとし、特別損益を除いた当該期純利益の30%を配当性向の目処としております。なお、この配当性向が30%を超えるような場合にも、特段の事情がない限り最低1株当たり100円の年間配当を維持する予定です。

当期につきましては、公表通り、1株当たり110円(中間50円、期末60円)の配当を実施したく存じます。

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第9期 2020年3月31日現在
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>355,623</b>
現金・預金	223,814
受取手形・売掛金	65,463
有価証券	14,089
たな卸資産	43,371
その他	9,334
貸倒引当金	△449
<b>固定資産</b>	<b>497,428</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>112,555</b>
建物・構築物	56,305
機械装置・運搬具	13,480
土地	37,351
建設仮勘定	2,490
その他	2,928
<b>無形固定資産</b>	<b>209,980</b>
のれん	169,862
販売権	690
商標権	24,620
ソフトウェア	6,570
その他	8,236
<b>投資その他の資産</b>	<b>174,891</b>
投資有価証券	145,831
関係会社株式	11,644
長期前払費用	1,009
退職給付に係る資産	4,642
繰延税金資産	11,134
その他	862
貸倒引当金	△233
<b>資産合計</b>	<b>853,051</b>

科目	第9期 2020年3月31日現在
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>66,456</b>
支払手形・買掛金	18,045
未払金	15,743
未払法人税等	5,414
未払費用	19,310
返品調整引当金	767
賞与引当金	3,769
その他	3,404
<b>固定負債</b>	<b>44,887</b>
役員退職慰労引当金	1,006
退職給付に係る負債	20,248
繰延税金負債	16,943
その他	6,688
<b>負債合計</b>	<b>111,343</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>693,958</b>
資本金	30,000
利益剰余金	699,412
自己株式	△35,454
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>17,345</b>
その他有価証券評価差額金	20,796
為替換算調整勘定	△405
退職給付に係る調整累計額	△3,046
<b>新株予約権</b>	<b>773</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>29,630</b>
<b>純資産合計</b>	<b>741,707</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>853,051</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第9期
	2019年4月1日から2020年3月31日まで
売上高	288,527
売上原価	108,337
売上総利益	180,190
返品調整引当金戻入額	192
販売費及び一般管理費	158,923
営業利益	21,460
営業外収益	6,619
受取利息	3,769
受取配当金	1,990
持分法による投資利益	272
雑収入	586
営業外費用	3,068
為替差損	2,532
雑損失	536
経常利益	25,010
特別利益	6,133
固定資産売却益	39
段階取得に係る差益	6,093
特別損失	832
固定資産処分損	240
減損損失	592
税金等調整前当期純利益	30,311
法人税、住民税及び事業税	10,042
法人税等調整額	△1,618
当期純利益	21,887
非支配株主に帰属する当期純利益	1,356
親会社株主に帰属する当期純利益	20,531



## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 期首残高	30,000	14,924	706,742	△68,641	683,025
連結会計年度中の変動額					
自己株式の取得				△48	△48
自己株式の処分				35	35
自己株式の消却		△33,199		33,199	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		18,274	△18,274		－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
剰余金の配当			△9,586		△9,586
親会社株主に帰属する当期純利益			20,531		20,531
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△14,924	△7,329	33,186	10,932
2020年3月31日 期末残高	30,000	－	699,412	△35,454	693,958

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
2019年4月1日 期首残高	32,017	2,181	△2,130	△2,809	29,258	687	11,165	724,137
連結会計年度中の変動額								
自己株式の取得								△48
自己株式の処分								35
自己株式の消却								－
利益剰余金から資本剰余金への振替								－
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△0
剰余金の配当								△9,586
親会社株主に帰属する当期純利益								20,531
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減								0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△11,221	△2,181	1,725	△236	△11,913	86	18,465	6,638
連結会計年度中の変動額合計	△11,221	△2,181	1,725	△236	△11,913	86	18,465	17,570
2020年3月31日 期末残高	20,796	－	△405	△3,046	17,345	773	29,630	741,707

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 37社
  - ・主要な連結子会社の名称 大正製薬(株)  
UPSA社  
DHG(ハウザン)社  
大正オソサパ製薬(株)  
ピオフェルミン製薬(株)
- なお、当連結会計年度において、株式等の取得に伴い、DHG(ハウザン)社、UPSA社を連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 インドネシア大正(株)  
ヨーロッパ大正製薬(株)
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社の数 3社
  - ・主要な会社等の名称 養命酒製造(株)
- なお、当連結会計年度において、株式の取得に伴い、DHG(ハウザン)社を持分法適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・主要な会社等の名称 インドネシア大正(株)  
ヨーロッパ大正製薬(株)
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、且つ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

大正製薬(株)、大正ファーマ(株)及びバイオフェルミン製薬(株)他5社の決算日は3月31日ですが、その他の連結子会社29社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### (ロ) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

##### (ハ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、商品、半製品、仕掛品 総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品 最終仕入原価法

ただし、販促物品については移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産  
(リース資産を除く)
- 国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- なお、耐用年数については経済的耐用年数に基づいております。
- (ロ) 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。販売権及び商標権は、経済的耐用年数に基づいて償却しております。自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (ハ) リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金
- 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (ロ) 返品調整引当金
- 返品による損失に備えるため、返品見込損失額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (ハ) 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- (ニ) 役員退職慰労引当金
- 役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### ④ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法 原則的処理方法である繰延ヘッジ処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 デリバティブ取引(為替予約取引及び金利スワップ取引)

ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるもの

(ハ) ヘッジ方針 為替相場変動リスク及び金利変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

#### ⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果が及ぶ合理的な期間で均等償却することとしております。

#### ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(IFRS第16号「リース」の適用)

当社グループのIFRS適用子会社は、当連結会計年度の期首よりIFRS第16号「リース」を適用しております。当該会計基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を適用しております。当連結会計年度の連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 248,713百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

## 4. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失

当社は、以下の資産につき、減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
埼玉県さいたま市	遊休資産等	建物・構築物	531
		機械装置・運搬具	60

当社グループは、キャッシュ・フローを生成する最小単位として、主として事業所別及び製品群別に資産をグルーピングしております。当社の連結子会社である大正製薬に係る将来の使用が見込まれていない遊休資産、処分が決定された資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額592百万円を減損損失として計上しております。なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零として備忘価額にて評価しております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
発行済株式				
普通株式	90,139千株	－	5,000千株	85,139千株
合 計	90,139千株	－	5,000千株	85,139千株
自己株式				
普通株式	10,324千株	(注1) 6千株	(注2) 5,005千株	5,325千株
合 計	10,324千株	6千株	5,005千株	5,325千株

(注) 1. 単元未満株式の買取りによる増加6千株であります。

2. ストックオプションの権利行使による減少5千株、取締役会決議による自己株式の消却による減少5,000千株、持分法適用会社が保有する親会社株式(当社株式)の当社帰属分の減少0千株であります。

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	5,591	70	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年10月30日 取 締 役 会	普通株式	3,994	50	2019年9月30日	2019年12月4日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月26日開催予定の第9回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 4,792百万円
- ・ 1株当たり配当額 60円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月29日

### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 87,800株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については資金管理要綱に基づき短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定しております。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引については、投機的な取引は行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形・売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、与信管理規程に沿って残高管理を行いリスクの低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として株式、社債及び優先出資証券等であります。市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。



## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金・預金	223,814	223,814	－
② 受取手形・売掛金 貸倒引当金	65,463 (注1) (449)		
	65,013	65,013	－
③ 有価証券 その他有価証券	14,089	14,089	－
④ 投資有価証券 その他有価証券	143,434	143,434	－
⑤ 関係会社株式	11,507	6,468	△5,039

- (注) 1. 金銭債権の控除科目に計上されているものについては、( )で示しております。  
 2. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項  
 ①現金・預金及び②受取手形・売掛金  
 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。  
 ③有価証券、④投資有価証券及び⑤関係会社株式  
 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格によっております。  
 3. 非上場株式(投資有価証券 連結貸借対照表計上額2,169百万円、関係会社株式 連結貸借対照表計上額136百万円)、投資事業組合出資金(投資有価証券 連結貸借対照表計上額227百万円)は市場価格がなく、且つ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 8,912円00銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 257円23銭

## 8. 企業結合等関係

### I 取得による企業結合 (DHG(ハウザン)社)

当社の連結子会社である大正製薬株式会社は、当社の持分法適用関連会社であるDHG(ハウザン)社の株式について公開買付け(2019年3月18日から2019年4月16日にかけて実施)及び既存株主からの株式追加取得(2019年5月20日)を実施し、同社を連結子会社化いたしました。

#### (1) 企業結合の概要

##### ①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	DHG(ハウザン)社
事業の内容	医薬品製造販売、機能的食品販売など

##### ②企業結合を行った主な理由

これまで培ってきたDHG(ハウザン)社との連携関係をより強化し、アジア市場における医薬品事業を一層強化するとともに、DHG(ハウザン)社を含む当社グループの更なる企業価値向上を実現するため。

##### ③企業結合日

2019年5月20日

##### ④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

##### ⑤結合後企業の名称

変更はありません。

##### ⑥取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	34.99%
公開買付等により取得した議決権比率	16.01%
取得後の議決権比率	51.01%

##### ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したため。

## (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

被取得企業のみなし取得日を2019年4月1日としており、当社と被取得企業との連結決算日の差異が3か月を超えないことから、当連結会計年度に2019年4月1日から2019年12月31日までの業績が含まれております。

また、2019年1月1日から2019年3月31日までの業績のうち当社に帰属する部分は持分法による投資利益として計上しております。

## (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していた株式の企業結合日における時価	25,809百万円
	取得に伴い支出した現金	12,059百万円
取得原価		37,868百万円

## (4) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益	6,093百万円
-----------	----------

## (5) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等	147百万円
-------------------	--------

## (6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

### ①発生したのれん

19,281百万円

第1四半期連結会計期間から第3四半期連結会計期間においては、取得原価の確定及び配分について、入手可能な情報に基づき暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度末において取得原価の確定及び配分は完了しております。

### ②発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

### ③償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	14,778百万円
固定資産	5,276百万円
資産合計	20,054百万円
流動負債	5,366百万円
固定負債	295百万円
負債合計	5,662百万円

(8) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳ならびに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

種類	金額	加重平均償却期間
商標権	20,890百万円	20年
土地使用権	5,458百万円	40年
合計	26,349百万円	

## II 取得による企業結合 (UPSA社)

当社の連結子会社である大正製薬株式会社は、2019年7月1日にUPSA社の発行済全株式及び関連する事業資産を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

### (1) 企業結合の概要

#### ①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 UPSA社

事業の内容 OTC医薬品及び医療用医薬品の開発及び製造販売

なお、本企业結合においてはUPSA社の発行済全株式の取得に併せて同社の関連事業資産を取得しております。

#### ②企業結合を行った主な理由

欧州諸国に事業基盤を有するUPSA社と日本、東南アジアに事業基盤を有する当社は、地域面において高い補完関係にあるほか、製品開発力、ブランド育成力、及びマーケティングノウハウ等の両社のリソースを活かしたシナジーを追求することで、UPSA社を含む当社グループのより持続的な成長を実現するため。

#### ③企業結合日

2019年7月1日

#### ④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式及び関連事業資産の取得

#### ⑤結合後企業の名称

変更はありません。

#### ⑥取得した議決権比率

100%

#### ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式及び関連事業資産を取得したため。

### (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

被取得企業の決算日は12月31日であり、当社の連結決算日との差異が3か月を超えないことから、当連結会計年度に2019年7月1日から2019年12月31日までの業績が含まれております。

**(3) 被取得企業及び関連事業資産の取得原価及び対価の種類ごとの内訳**

取得の対価	取得に伴い支出した現金	165,015百万円
取得原価		165,015百万円

**(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額**

アドバイザーに対する報酬・手数料等	2,232百万円
-------------------	----------

**(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間****① 発生したのれん**

142,340百万円

なお、のれんは、企業結合日時点の識別可能資産及び負債の特定及び時価の見積りが未了であるため、取得原価の配分が完了しておらず、暫定的に算定された金額であります。

**② 発生原因**

今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

**③ 償却方法及び償却期間**

20年間にわたる均等償却

**(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額ならびにその主な内訳**

流動資産	17,300百万円
固定資産	20,185百万円
資産合計	37,486百万円
流動負債	13,285百万円
固定負債	4,700百万円
負債合計	17,985百万円

**9. その他の注記**

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(単位：百万円)

科目	第9期
	2019年4月1日から2020年3月31日まで
営業収益	6,006
営業費用	1,873
営業利益	4,132
営業外収益	23
受取利息	0
雑収入	23
営業外費用	81
雑損失	81
経常利益	4,075
税引前当期純利益	4,075
法人税、住民税及び事業税	344
法人税等調整額	630
当期純利益	3,100



## 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年4月1日 期首残高	30,000	15,000	545,156	560,156	35,031	35,031	△68,095	557,093
事業年度中の変動額								
自己株式の取得							△48	△48
自己株式の処分			11	11			35	47
自己株式の消却			△33,199	△33,199			33,199	-
剰余金の配当					△9,586	△9,586		△9,586
当期純利益					3,100	3,100		3,100
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	△33,187	△33,187	△6,485	△6,485	33,185	△6,487
2020年3月31日 期末残高	30,000	15,000	511,969	526,969	28,546	28,546	△34,909	550,605

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2019年4月1日 期首残高	31,967	31,967	664	589,725
事業年度中の変動額				
自己株式の取得				△48
自己株式の処分				47
自己株式の消却				-
剰余金の配当				△9,586
当期純利益				3,100
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△10,763	△10,763	75	△10,687
事業年度中の変動額合計	△10,763	△10,763	75	△17,174
2020年3月31日 期末残高	21,204	21,204	739	572,550

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

#### (2) 引当金の計上基準

賞与引当金	従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
-------	--

#### (3) その他の計算書類の作成に関する重要な事項

消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
-----------	-------------------------

### 2. 貸借対照表に関する注記

区分表示されたもの以外の関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	666百万円
② 短期金銭債務	182百万円
③ 長期金銭債権	475百万円

### 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	1,515百万円
② 営業費用	916百万円

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	10,255千株	(注1) 6千株	(注2) 5,005千株	5,256千株

- (注) 1. 単元未満株式の買取りによる増加6千株であります。  
2. ストックオプションの権利行使による減少5千株、取締役会決議による自己株式の消却による減少5,000千株であります。

### 5. 税効果会計に関する注記

#### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	17百万円
投資有価証券評価損	1,601百万円
関係会社株式の税務上の簿価修正額	106,944百万円
関係会社株式評価損	4,914百万円
その他有価証券評価差額金	1,102百万円
新株予約権	81百万円
その他	3百万円
繰延税金資産小計	114,665百万円
評価性引当額	△113,459百万円
繰延税金資産合計	1,205百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△9,207百万円
未収還付事業税	△213百万円
繰延税金負債合計	△9,420百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△8,215百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	30.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.8%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>23.9%</u>

6. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大正製薬(株)	所有 直接100.0%	役員の兼任 出向者の受入 資金の貸付	資金の貸付 (注1)	80,000	関係会社 長期 貸付金	80,000
				受取利息 (注1)	639	未収入金	639
				出向者人件費の支払 (注2)	744	未払金	72

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 貸付金の利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
- 価格その他の取引条件は、市場の実勢価格を勘案し、取引の都度交渉の上で決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 7,158円09銭
- (2) 1株当たり当期純利益 38円81銭

8. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

大正製薬ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 椎野泰輔 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 塩谷岳志 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大正製薬ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大正製薬ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

大正製薬ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 椎野泰輔 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 塩谷岳志 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大正製薬ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制体制)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

大正製薬ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 久二 ㊟

常勤監査役 亀尾 一弥 ㊟

社外監査役 青井 忠四郎 ㊟

社外監査役 松尾 眞 ㊟

(注) 社外監査役 松尾眞氏は、2020年1月29日社外監査役 佐藤順哉氏の逝去により、当監査役会が法令に定める社外監査役の法定員数を欠くこととなったため、2020年4月6日東京地方裁判所の決定により、仮監査役(一時監査役職務代行者)として選任され就任しました。その就任以前の取締役の職務の執行につきましては、在任監査役より説明を受け、書類を閲覧する等の方法により、監査を行いました。

以上



# 株主総会会場ご案内図

## 日時

2020年6月26日(金曜日)  
午前10時  
(受付開始：午前9時30分)

## 場所

東京都豊島区高田三丁目25番1号  
大正製薬株式会社2号館



本年より株主総会ご出席の株主さまへのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 交通のご案内

- |                        |              |                      |               |                       |              |                      |               |
|------------------------|--------------|----------------------|---------------|-----------------------|--------------|----------------------|---------------|
| <p>JR山手線<br/>西武新宿線</p> | <p>高田馬場駅</p> | <p><b>早稲田口より</b></p> | <p>徒歩約10分</p> | <p>都電荒川線</p>          | <p>学習院下駅</p> | <p>徒歩約5分</p>         |               |
| <p>東京メトロ<br/>東西線</p>   | <p>高田馬場駅</p> | <p><b>7番出口より</b></p> | <p>徒歩約8分</p>  | <p>東京メトロ<br/>副都心線</p> | <p>雑司が谷駅</p> | <p><b>2番出口より</b></p> | <p>徒歩約15分</p> |
| <p>JR山手線</p>           | <p>目白駅</p>   | <p></p>              | <p>徒歩約15分</p> | <p>東京メトロ<br/>副都心線</p> | <p>西早稲田駅</p> | <p><b>2番出口より</b></p> | <p>徒歩約15分</p> |

駐車場のご用意はいたしておりません。  
ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

